

所属所受付印	共済組合受付印

被扶養者特別認定申請書

（認定期限満了者用）

所属コード	所属所名	組合員氏名	組合員等記号番号
			公立 三重

続柄 (コード)	フリガナ	性別	生年月日				職業および 年間収入推計額	被扶養者の要件を備えるに 至った理由及び年月日
	認定を受けようとする者の氏名		年号	年	月	日		
()		4						
約						万円	令和 年 月 日	

同居・別居 の区分	居所（実際に居住している住所。組合員と同居の場合は省略可）	
	郵便番号	（都道府県名から記載。アパート名等及び部屋番号も記載してください。）
1.同居 2.別居		

国内居住	住民票上の住所（居所と同じ場合は省略可）	
	郵便番号	（都道府県名から記載。アパート名等及び部屋番号も記載してください。）
1.国内居住 2.海外居住		

資格確認書 発行要否	以下に該当する方で資格確認書の発行が必要な方は、「発行が必要」にチェックを入れてください。 ・マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者 ・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者 ・マイナンバーの電子証明書の有効期限切れの者
---------------	--

被扶養配偶者の基礎年金番号	申請区分	共済組合使用欄
	新規認定 ○ 認定区分変更	3号 年 月 日

上記のとおり申告します。

公立学校共済組合三重支部長 様 住所

令和 8 年 4 月 日 申告者 (組合員) 氏名

TEL - -

【添付書類】

- ・「扶養の申立書」及びその裏面を参照いただき必要書類をご提出ください。
- ・日本国内に住民票が無い場合は裏面「4.国内居住要件の例外に係る添付書類」に記載の書類もご提出ください。

審査	入力	発行	送付
----	----	----	----

(注意事項)

- (1) 処理結果通知は所属所へ送付します。
- (2) 1枚につき1名の申告となります。
- (3) 続柄コード・性別・年号は下記のコード表を参考に、対応するコードを記入してください。
- (4) 職業欄
学生が認定を受ける場合は学生種別を記入してください。
(大学生・大学院生・専門学校生・その他学生 等)
- (5) 住所関係欄
住民票上ではなく、実際に認定対象者が組合員と同居であるか別居であるか漏れなく記入してください。
組合員と別居の場合は、別居先の住所を記入してください。同居の場合は記入不要です。
「国内居住」か「海外居住」の欄も漏れなく記入してください。
- (6) 「新規認定」とは、今まで扶養に入っていなかった方を扶養に入れる申請です。
「認定区分変更」とは、給与の扶養手当が付かなくなったが、共済組合の被扶養者の基準は満たしているため引き続き被扶養者とする申請です。資格確認書等の添付は不要です。
- (7) 事実発生日から30日以内の申請であれば、事実発生日から被扶養者として認定します。事実発生日から31日以上経過した申請の場合は、受付日からの被扶養者認定となります。

(添付書類)

- (1) 「扶養の申立書」を添付してください。また、その裏面を参考にして、他の添付書類もご提出ください。

(コード表)

1. 続柄コード (主なもの)

コード	続柄	コード	続柄	コード	続柄	コード	続柄
00	組合員	21	長女	43	義母	64	義姉
01	夫	22	二女	51	兄	65	義妹
02	妻	23	三女	52	弟	72	伯父・叔父
10	配偶者の子	24	四女	53	祖父	73	甥
11	長男	25	五女	54	義兄	82	伯母・叔母
12	二男	31	父	55	義弟	83	姪
13	三男	32	養父	57	孫	90	子の配偶者
14	四男	33	義父	61	姉	91	孫の配偶者
15	五男	41	母	62	妹	92	兄弟姉妹の配偶者
20	養子・養女	42	養母	63	祖母		

該当する続柄がない場合は、当支部へお問い合わせいただくか「福利のしおり」を参照してください。

2. 元号コード

コード	元号
3	昭和
4	平成
5	令和

3. 性別コード

コード	元号
1	男
2	女

4. 国内居住要件の例外に係る添付書類

例外事由	添付書類 (以下のいずれか一つ)
外国に一時的に留学する方	ビザまたは外国の学校に在籍していることが確認できるもの(学生証、在学証明書または入学証明書等の写し)
外国に赴任する組合員に同行する方	ビザ、海外赴任辞令または海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で長期にわたり渡航する方	ビザ、ボランティア派遣機関の証明またはボランティアの参加同意書等の写し
組合員が海外に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた方であって、上記と同等と認められるもの	出生や結婚等を証明する書類等
その他	個別の事案に応じて判断